

- ④ その他
別途定める。

(会 費)

第 3 条 本機構の賛助会員の入会金及び会費は次のとおりとする。

- | | | |
|---------|------|-----------|
| (1) 入会金 | 1 加入 | 500,000 円 |
| (2) 年会費 | 1 加入 | 100,000 円 |

第 4 条 本機構の名誉会員の入会金及び会費については免除する。

(変 更)

第 5 条 この規約は、本機構定款第 16 条の規定により、総会の決議によって変更することができる。ただし、実費相当額となる金額においては、法令の改正により適宜変更することができる。

(附 則)

第 6 条 この規約に記載のある金額については、平成 26 年度現在のものであり、平成 27 年度以降の入会金及び年会費においては、変更が予定されています。

制定 平成 26 年 4 月 1 日

改定 平成 27 年 6 月 5 日